

地域医療機能推進機構（JCHO）東日本地区病院 職員処遇（理学療法士）

1. 名称・所在地等

事業所名	独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）東日本地区病院		
代表者	東日本地区担当理事 細田 洋一郎		
URL	http://www.jcho.go.jp/chikuhigashi/		
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪3-22-12		
	TEL 03-3445-0800	FAX 03-3445-4782	

2. 事業概要

地域医療機能推進機構は、平成26年4月に社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を統合して設立された、全国57の病院ネットワークを持つ医療グループです。
 病院だけでなく、介護老人保健施設を26有し、リハビリテーション体制も充実しているため、「急性期医療～回復期リハビリ～介護」のシームレスなサービスを提供できるグループとして、時代の要請に応える使命があります。
 東日本地区には、1都9県に20の病院、8の介護老人保健施設があり、地域医療、地域包括ケアの要として地域において必要とされる医療・介護の確保を図り、超高齢社会における多様なニーズに応え、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献していきます。

「独立行政法人地域医療機能推進機構の理念」

我ら全国ネットのJCHOは 地域の住民、行政、関係機関と連携し 地域医療の改革を進め 安心して暮らせる地域づくりに貢献します

3. 給与等

基本給に給与規定に基づき各種手当を加えた額を支給

《基本給》

初任給《基本給》	
短大卒（3年）	大学卒（4年）
174,200円	185,400円

※既卒者は経験年数を考慮し給与規程に基づき決定

《手 当》

手当名	支給要件
通勤手当	交通機関利用者について55,000円まで全額支給 自動車等の場合は片道2km以上から支給（2,000円～31,600円）
住居手当	借家の場合 最高27,000円まで
扶養手当	配偶者13,000円、子、父母等は1人につき6,500円
業績手当	（賞与）年2回（6月・12月）最大で給与4.4月分（平成29年度実績）＊別に病院の業績により年度末賞与（最大で給与1月分）
地域手当	基本給、扶養手当、役職手当の合計額に対し最大18%（地域によって支給率は異なります）

その他給与規程に基づき支給（超過勤務手当等）

《東京都23区内（地域手当18%）病院勤務の給与支払モデル》

※住居手当有りの場合

学歴	基本給＋諸手当
大学卒（4年）	245,700円

《昇 給》

毎年1月1日（昇給額は勤務成績により変動）

4. 退職金

退職手当支給規程により6月以上の勤務者に支給

5. 社会保険等

健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険

6. 勤務時間

1日：7時間45分 1週間：38時間45分 ※交代勤務あり（病院によって異なります）

7. 休日

4週8休制（週休2日相当）・国民の休日及び年末年始
 年次休暇（年間20日、初年度15日〔4月採用〕、次年度最大20日繰越可能）
 特別休暇（夏期休暇、結婚休暇、産前産後休暇、病気休暇、保育時間、介護休暇、忌引等）

8. 子育て支援

育児休業	子供が3歳になるまで取得可能
育児短時間	週19時間25分～24時間35分の範囲で勤務日・勤務時間を選択可能